

使っていない空き家をお持ちの方へご案内

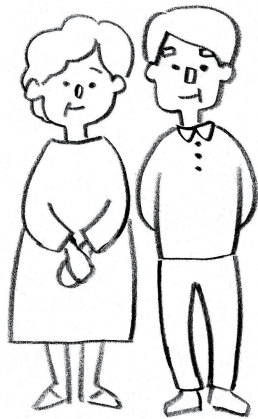
庄内町

空き家 バンク制度



この制度は、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を庄内町への移住希望者などに提供する制度です。空き家を所有して「売りたい」「貸したい」とお考えの方は、担当までご相談ください。

空き家所有者



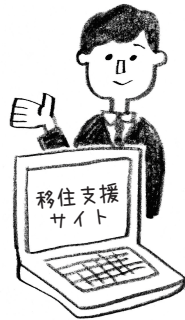
①空き家の相談

②物件確認
(空き家登録には一定の条件があります。)

③物件登録

庄内町役場

町では空き家物件の情報提供や連絡調整を行います。空き家物件のあっせん・交渉・契約等は行っていません。



利用希望者



①物件情報の提供

②利用登録

交渉・契約

(所有者と利用希望者の当事者間で交渉を行います。)
宅建業者に仲介を依頼する方法をお勧めします。

令和4年度
新規事業

空き家の登録や登録物件の環境整備を支援します。 庄内町空き家利活用促進事業補助金

対象	補助額
新たに空き家バンクに空き家を登録した方	前年度の固定資産税額または3万円のいずれか少ない額
空き家バンクに登録している空き家の所有者または売却・賃貸を行うことができる権利を有する方	家財道具その他不要物の処理・収集運搬費用、リサイクル料金、ハウスクリーニング等対象経費の1/2(上限15万円)

空き家情報・各種支援制度等がご覧いただけます。

庄内町移住 支援サイト



お問い合わせ

庄内町企画情報課 移住定住係 (〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1)

TEL 0234-42-0228

MAIL iju@town.shonai.yamagata.jp